

# 平成31年度 学童保育所入所申し込み

## 12月5日(水)～13日(木)

■受付期間 12月5日(水)～13日(木) 午前8時30分～午後5時

■申請書配布 11月1日から、児童青少年課、各学童保育所(左表)、市ホームページで

■提出書類 ▽学童保育所入所申請書 ▽勤務証明書等 ▽平成30年度住民税課税(非課税)証明書(平成30年1月1日現在小倉井市に居住していない場合)

■必要書類は世帯の状況により異なります。詳しくはお問い合わせください

■申込方法 受付期間内に、必要書類を持参のうえ、市役所第二庁舎3階302会議室へ

■書類の記載内容や提出書類の確認をするため、郵送での申請はできません

■児童青少年課学童保育係(市役所第二庁舎4階 ☎042-387-9847)

■定員等左表のとおり

※学童保育所内の第1～3の指定はできません

■育成料世帯の市・都民税課税標準額に応じて決定します

学童保育所名	学区	定員	住所・電話番号
さくらなみ第1	第一小学校	60人	本町1-2-13 (☎042-383-1183)
// 第2		50人	
たけとんぼ第1	第二小学校	55人	桜町2-3-60 (☎042-383-5488)
// 第2		35人	
あかね第1	第三小学校	40人	梶野町5-7-33 (☎042-385-3370)
// 第2		40人	
// 第3		40人	
さわらび第1	第四小学校	60人	貫井南町3-6-27 (☎042-383-5489)
// 第2		30人	
たまむし第1	東小学校	60人	東町4-25-7 東児童館内 (☎042-385-9280)
// 第2		30人	
まえはら第1	前原小学校	60人	前原町3-3-16 (☎042-383-1179)
// 第2		30人	
ほんちょう	本町小学校	60人	本町5-4-25 本町児童館内 (☎042-385-3360)
みどり第1	緑小学校	60人	緑町4-18-25 緑児童館内 (☎042-383-1178)
// 第2		20人	
みなみ第1	南小学校	40人	前原町2-2-21 (☎042-383-1167)
// 第2		40人	

## 11月は児童虐待防止推進月間

### 未来へと 命を繋ぐ 189(いちはやく)

(平成30年度「児童虐待防止推進月間」標語)

厚生労働省では、児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」としています。皆様のご理解・ご協力をお願いします。

【児童虐待とは】  
児童虐待は、重大な人権侵害行為です。子どもが嫌いだから、憎いからというだけではなく、しつけや訓練などの親の思いや愛情から生まれた行為でも、子どもの心身を傷つける行為は虐待です。

【おかしい?と感じたら 迷わず連絡】  
皆さんの連絡が子どもたちのSOSをキャッチするきっかけになります。秘密は守られますので、心配な

こと、気になることがありましたらご連絡ください。

- 【通告・相談】
- ▷子ども家庭支援センター(相談窓口) = ☎042-321-3146 (月曜～土曜 午前9時～午後5時)
  - ▷東京都小平児童相談所(緊急時) = ☎042-467-3711 (月曜～金曜 午前9時～午後5時45分)
  - ▷児童相談所全国共通ダイヤル(緊急時) = ☎189 (お近くの児童相談所につながります。つながらない場合は、☎0570-064-000へ)
  - ▷小倉井警察署(緊急時) = ☎042-381-0110

虐待には、4つのタイプがあります。これらは、単独で起こるわけではなく重複して現れることが多いです。

### 身体的虐待

- 身体に外傷が生じる、または生じるおそれのある暴行を加えること
- 殴る・ける・たばこの火を押し付ける・熱湯をかける など
- あざや傷、やけど、骨折。ひどい場合には、後遺症を残したり、死に至ることもある

### 心理的虐待

- 著しい暴言または著しい拒絶的な対応、家庭内における配偶者に対する暴力
- 子どもの存在を否定するような暴言・発達段階や能力以上のことを要求し、できないとしかる
- 子どもの前でDV(夫・妻・パートナーへの暴力)を行う など
- 強いおびえ、うつ状態、無感動・無反応、強い攻撃性など、日常生活に支障をきたす精神症状が現れる

### ネグレクト(養育の放棄・怠慢)

- 心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置
- 家や車の中に放置する・食事やふろなどの世話をしない・健康を損ねても治療しない・同居人の子どもへの暴力を見逃す など
- 発育・発達がひどく遅れたり、極端な場合には、栄養失調や脱水症状などから死に至ることもある

### 性的虐待

- 性的ないたずらをしたり、性的関係を強要したりする。
- 性的行為を見せる・ポルノなどの性的商品の対象にする など
- 異性への極端な嫌悪感を植え付けてしまうなど、子どもの心身に大きな傷を残す

## たくさんの出会いを大切に ご利用ください 子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センターは、地域の子育て家庭を支援し、子どもとその家族が安心して健康に生活することができ、地域づくりをめざしています。

友達の輪を広げるお手伝いや、子育てに関する情報を提供します。

子どもに関するあらゆる相談もお受けします。

気軽にご利用ください。

【1】子育て相談  
一人で悩まないで一緒に考えましょう。職員に気軽に相談してください。電話でも相談できます。

【2】ママの相談  
専門の相談員(臨床心理士)が相談に応じます(不定期)。

【3】親子あそびひろば  
親子が安心して楽しく遊べる自由なスペースです。スタッフも一緒に交流します。飲食できるスペースもあります。

【4】開設日 火曜～土曜 午前10時～午後4時

【5】子どもショートステイ  
保護者の傷病・看護、冠婚葬祭・出張、育児疲れ・育児不安などで、子どもを養育することが困難になったときに、市が指定する児童養護施設で短期間(宿泊)子どもをお預かりします。

【6】育児支援ヘルパー  
出産直後で介助する方がいない家庭や多胎の家庭、育児が困難な状況にある家庭に対して、相談に応じヘルパーを派遣します。

◆共通◆  
¥1時間千円(実費負担あり) ※生活保護世帯等は無料

【7】開館日 月曜～土曜 午前9時～午後5時(祝日を除く)

【8】対市内在住の18歳までの子どもと保護者、地域で子育てにかかわる活動をしている方やこれから活動しようとする方(⑤⑥は年齢制限あり)

【9】申請書は子育て支援課(市役所第二庁舎3階)、子ども家庭支援センターで配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。申請は同センターで受け付けます

子ども家庭支援センター

〒104-8501 東京都中央区新小倉井1-1-1

☎042-321-3146

☎042-321-3141

☎042-321-3161

☎042-387-9836